

家財総合保険

賃貸住宅にお住まいの皆様の家財を、火災、風災、水災、盗難、水漏れ等による損害や日常生活で生じる様々な法律上の損害賠償責任まで幅広く補償する家財総合保険(火災保険)です。ご希望の方を対象に無料でご提供します。※申込書への記入が必要です。

▶家財の補償(保険金をお支払いする場合)

賃貸住宅に収容される家財が①～⑩の事故によって損害を受けた場合に損害保険金をお支払いたします。
また⑪～⑯の費用保険金をお支払いたします。①～⑩のお支払いする保険金は損害の額(40万円が限度)です。

- ①火災 ②落雷 ③破裂・爆発 ④風災・雹災・雪災
- ⑤賃貸住宅の外部からの物体の落下、飛来、衝突等 ⑥水漏れ
- ⑦暴風・集団行為または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為 ⑧盗難 ⑨水災
- ⑩臨時費用 ⑪残存物取手づけ費用 ⑫失火見舞費用
- ⑬地震火災費用 ⑭修理費用補償 ⑮損害防止費用
- ⑯賃主への賠償(借家人賠償責任補償) ⑰日常生活の賠償(個人賠償責任補償)

①:給排水設備に生じた事故による水漏れ、または他の戸室で生じた事故に伴う水漏れ
②:(a) 盗難による家財について生じた盗取、損傷、汚損
(b) 賃貸住宅内における現金、小切手、預貯金証書、乗車券等、切手または印紙の盗難
1事例)世界につき現金、小切手、乗車券等、切手または印紙は20万円限度
③:(a) 家財に再調達価額(注)の30%以上の損害が生じたとき
(b) (a)に該当しない場合において、床下浸水または地盤面より45cmを超える浸水により家財に損害が生じたとき

④:①～⑩までの事故によって損害保険金が支払われる場合

▶損害保険金の30%

⑤:①～⑩(a)の事故によって損害保険金が支払われる場合において、家財の残存物の取手づけに必要な費用を支出したとき

▶1事故につき損害保険金の10%が限度

⑥:①または⑩の事故によって第三者の所有物が損壊した場合

▶事故につき家財補償の保険金額の20%が限度

⑦:地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で家財が全焼または収容建物が半焼以上となった場合における支払いします。

▶家財補償の保険金額の5%

⑧:火災、破裂・爆発などの被害等により、賃貸住宅に損害が生じた場合、被保険者が賃主との賃貸借契約に基づき、または緊急的に自己の費用で修理した費用を補償します。

⑨:①～⑩までの事故によって損害保険金が支払われる場合において、損害の発生及び拡大の防止のため、消火活動に使った消火剤等の費用を支出したときは損害防止費用をお支払いいたします。

⑩:被保険者(注1)が下記事由により賃貸住宅に損害を与えた場合、賃主に対して負担する法律上の賠償責任を補償します。

(a)火災、破裂、爆発、盗難

(b)給排水設備に生じた事故に伴う漏水等による水漏れ

⑪:賃貸住宅の使用・管理または日常生活において、被保険者(注2)が他人に対してケガをさせたり、他の人の財物に損害を与えた場合、他人に対する法律上の賠償責任を補償します。

注1)損害が生じた地および時ににおける保険の対象と同一の場、用途、規模、型、能力のものを再取扱うのに要する額をいいます。

注2)①～⑩の補償の対象となる方(被保険者の配偶者(内親を含む)、入居者本人ら及びその配偶者と同居の親類または居宅の未成年の子(婚姻関係なし)、入居者の両親(賃貸借契約上の離縁に限る)となります。

注3)①～⑩の補償において、賃金・賃料・美術品等で賃めたものは組の損害の額が賃貸借額(注4)で30万円を超える場合はその損害額を30万円とみなして保険金をお支払します。ただし、賃金・賃料・美術品以外の他の損害額とあわせて40万円を超える場合には、保険金のお支払額は40万円が限度となります。

無料で提供する家財総合保険は、(株)ホームマイスター24が保険契約者、チューリッヒ保険会社が引受保険会社となり、入居者様を保険の対象となる方(被保険者)とする契約です。入居者様に家財総合保険の料金をご負担いただくことはありません。

火災保険の補償金額(保険金額) [補修期間1年]

家財補償	修理費用補償 (自己負担額3,000円)	借家人賠償責任補償 (自己負担額1,000円)	個人賠償責任補償 (自己負担額1,000円)
40万円	300万円	1,500万円	3,000万円

①回の事故で家財補償の保険金のお支払額が40万円に達しない場合、または家財補償以外で保険金をお支払いた場合でも、補償金額が減額することはありません。

*下記のa～eの場合を除き、本サービスが継続している間は1年ごとに無料で提供いたします。保険期間の始期は入居者サービスの開始時期で一致します。実際にご契約いただくお客様の保険開始日は申込書および契約後に送付するご契約内容通知の記載の入居日を定め、もしくはサービス開始日とします。

無料で提供する家財総合保険は、次の場合には補償が終了いたします。(その場合、新たな火災保険契約が必要となることがありますので、必ず不動産会社にご相談ください)

a.借戸戸室を居住以外の目的だけに使用することになった場合(例)戸戸室を会員証専用で使用することになった場合

b.借戸戸室を退去した場合 c.本サービスが終了した場合 d.本サービスを解約した場合

e.本サービス提供会社の都合または不動産会社の変更によりサービスの提供が出来なくなった場合

会員様用

▶家財総合保険にセットされる特約の注意事項

※引越し中に発生した家財に対する損害、その他不測かつ突然的な事故の損害は対象外です。

- ①引越中の事故補償対象外特約 ②その他不測かつ突然的な事故の損害補償対象外特約
- ③植物特約 ④動物特約

①:被保険者が転居する際、保険の対象を収容する建物から転居先の建物に運送中に生じた損害に対しては保険金をお支払いいたしません。
②:火災、落雷、風災、水災などの事故以外の偶然な事象によって生じた損害に対しては保険金をお支払いいたしません。
③:住居の対象である耐震用建物が、損害が発生した日のを含めて7日以内に枯死した場合のみ保険金をお支払いいたしません。
④:他の対象である動物が、借用戸室内で損害を受けたため、損害が発生した日のを含めて7日以内に死亡した場合のみ保険金をお支払いいたしません。

▶地震保険についてのご注意

家財総合保険では、地震・噴火・津波による火災損害(地震等により、延焼・拡大した損害を含みます)は補償されません。(地震火災費用保険金はお支払いの対象となることがあります。) 地震・噴火・津波を原因とする火災・損壊・埋没・流出による損害を補償するには別途、地震保険へのご加入が必要です。

※家財総合保険には地震保険とセットにすることができませんので、地震保険をご希望の場合は、損害保険代理店である不動産会社にご相談ください。

- 家財総合保険は、保険の補償金額が40万円となっています。被保険者が建物の家のすべてを補償するには不十分である可能性があります。
- 家財総合保険以外に既に他の保険契約等にご加入の場合は、再開設保険(注5)を組立てて契約されても、その超過部分は無効になりますので、他の保険契約等とのお支払いする保険金の内容の違いや補償金額にもご注意ください。
(注5)損害が生じた後および時における保険の対象と同一の員、用途、規模、型、能力のものを取得するのに要する額をいいます。

▶保険金をお支払いできない主な場合

- ①各保険共通 ②家財保険 ③修理費用補償 ④借家人賠償責任保険 ⑤個人賠償責任保険

①:戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他のこれに類似する事象または暴動、核燃料物質による損害

②:被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反

③:被保険者が所有し、または運搬する車両またはその荷物の衝突または接触

④:火災等の事故の際に発生する保険の対象の粉未または溶解

⑤:保険の対象が屋外にある間に生じた盗難

⑥:被保険者、賃貸住宅の賃主またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反

⑦:被保険者、賃貸住宅の賃主の所有し、または運転する車両またはその荷物の衝突または接触

⑧:次のいずれかが該当する箇所に生じた損害に対しては、修理費用保険金を支払いません。

⑨:既往、床、梁、屋根、階段等の構造部

⑩:玄関、ロビィ、廊下、昇降機、便所、浴室、門、壁、柱、梁、水塔等の賃貸住宅

⑪:被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意

⑫:被保険者の心臓疾患または指図

⑬:賃貸住宅の改修、増築、取りこし等の工事

⑭:被保険者と賃貸住宅の賃主との間に損害賠償に附する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任

⑮:被保険者が賃貸住宅を賃主に引き渡した後に発生された賃貸住宅の損傷に起因する損害賠償責任

⑯:被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意

⑰:被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任

⑱:被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任

⑲:被保険者と使用人が被保険者の業務に従事中に生じた身体の障害に起因する損害賠償責任

⑳:被保険者と第三者的間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任

㉑:被保険者の故意または過失による損害賠償責任

㉒:被保険者または被保険者の指図による旅行または団体に起因する損害賠償責任

㉓:航空機、船舶、車両または器具の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

㉔:事故が起きたときの手続き

家財総合保険で補償される損害が生じた場合は、速報なく取扱代理店または引受保険会社(チューリッヒ保険会社)にご通知のうえ保険契約の手続きを取りください。

この通知が遅れますと保険金のお支払いが遅れたり、お支払いができないことがありますのでご注意ください。

事故受付専用フリーダイヤル ☎ 0120-660-331

①:また①において、損害賠償責任の全額または一部を承認しようとするときは、必ず引受保険会社に連絡し承認を得てください。

②:引受保険会社の承認がないまま被保険者に損害賠償の全額または一部を承認された場合には、保険金が支払われないことがあります。必ず分り取ってください。

(保険契約者と被保険者の間に附する先取特権)

③:また③において、損害賠償請求権者(被保険者)は、他の債務者と優先して、保険金の支払を受ける権利があります。また、原則として、この保険会社の権利の譲り受けはできません。

保険に関するお問い合わせ

保険契約に関する個人情報は、本契約引受と保険金支払の判断、本契約の履行、他の保険・サービスの提供及び保険商品等の開発等のために利用します。引受保険会社の個人情報保護方針については、引受保険会社のホームページをご確認ください。家財総合保険の内容についてご不明な点がある場合には取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

取扱代理店

日本M&Iシステムズ株式会社

Tel.050-8512 東京都渋谷区桜丘26-1 セルリアンタワー15階

Tel.050-5360-8857

引受保険会社

チューリッヒ保険会社

Tel.164-8511 東京都中野区中野4-10-2 HP http://www.zurich.co.jp

Tel.0120-733-325 (9:00～17:00受付(土日祝・年末年始を除く))

*保険契約に関する約款につきましては、QRコードにより確認ください。



株式会社ホームマイスター24



X

ZURICH® チューリッヒ保険会社

*保険募集用パンフレットではありません。

安心生活パートナー

住まいサポートplus サポート一覧



出張費及び60分までの作業費が無料!

入居者様(ご契約者様)の日常生活において起こり得る「カギを無くした」、「トイレがつまつた」、「ガラスが割れてしまった」等の様々なトラブルをサポートする24時間体制のトータルサポートサービスです。



カギのサポート

24時間365日 対応

- ・カギをなくしてしまい家に入れない!
- ・玄関のカギの調子が悪く開かなくなってしまった!

*1 開錠料は標準料金の1.5倍の料金で応急作業を行います。
*2 お問い合わせ料金を含む料金が追加料金等に該当された場合は、上限5,000円までの料金を行います。追加料金は24時間365日対応料金に含まれます。
*3 会員様所有の電化製品についてはサービス対象外となります。



水まわりのサポート

24時間365日 対応

- ・トイレが詰まって水が溢れてしまった!
- ・便器に水が流れっぱなしになっている!
- ・蛇口から水漏れしている!
- ・排水口が詰まってしまった!
- 嫌な臭いがする!

* 各箇所の止水処理やつまり所消臭の応急作業を行います。



ガラスのサポート

24時間365日 対応

- ・遊んでいた子供が誤ってガラスを割ってしまった!
- ・帰宅したらガラスが割られていた!
- ・窓ガラスにヒビが入っており危険…

*1 破損したガラスの撤去やひび割れたガラスへの発生作業等の応急措置を行います。
*2 ガラスの交換作業はサービス対象外となります。



電気設備のサポート

24時間365日 対応

- ・突然電気が切れてつかなくなってしまった!
- ・インターフォンが聞こえない!

*1 会員内にあるブリーカーや電化製品の点検及び応急作業を行います。
*2 メーカーへ電力会社に対応となる場合はサービス対象外となります。
*3 会員様所有の電化製品についてはサービス対象外となります。



エアコンのサポート

24時間365日 対応

- ・ルーバーが動かなくなってしまった!
- ・エアコンから水が漏れてくる!

*1 各部の点検・応急作業を行います。
*2 水漏れについては、必ず引除去等の応急作業を行います。
*3 メーカーの対応となる場合はサービス対象外となります。



建具のサポート

24時間365日 対応

- ・リビングのドアが閉まらない!
- ・カーテンレールがグラつく!

* 各部の調整・応急措置を行います。



ガスのサポート

24時間365日 対応

- ・ガスコンロから火が出ない!
- ・給湯器からお湯が出なくなってしまった!

*1 ガス漏れ等により緊急とされる場合は、会員様の安全を第一に考え、弊社の出動よりリガス会社への連絡措置を優先いたします。
*2 メーカーの対応となる場合はサービス対象外となります。



管球交換のサポート

24時間365日 対応

- ・高所に電球があるので届かない!
- ・転落すると危ないので管球交換をお願いしたい…

*1 年賃2回まで無料のサービスとなります。
*2 施設内器具の取扱い及び修理はサービス対象外となります。
*3 新しい電球の費用は会員様のご負担となります。



家族の留守中のサポート

24時間365日 対応

- ・帰宅しているはずの子供と連絡がとれない!

*1 防犯技術を有する「盗難緊急応対装置」が外壁確認や玄関確認などの確認作業を行い、結果をご報告いたします。(機器依頼の内容によってはお受けできない場合がございます。)
*2 対象物件内への入室や救命措置等、同様に反対の恐れのある業務は行いません。



パソコンのサポート

24時間365日 対応

- ・パソコンが立ち上がらない…
- ・ウイルスに感染したかも…

* 会員様が所有するパソコン本体及び周辺機器(プリンターランターコード等)の不具合の原因を特定します。また、簡易クリーニング(PC本体・LCDパネル・キーボード・マウス)を実施いたします。不具合の原因の判明に至るまでは初期診断料等が必要な場合は別途お見積りを提示の上負担対応となります。



医療機関紹介のサポート

24時間365日 対応

- ・子供が熱を出しました!
- ・引越してきたばかりで、近くの病院がわからない…

*1 提携施設のプロフェッショナルなカウンセラーが丁寧にお答えいたします。
*2 ご相談内容によっては相談時間の指定がある場合があります。



介護相談のサポート

24時間365日 対応

- ・ヘルパーさんをお願いしたい…
- ・施設の種類が多くてよくわからない…

*1 提携施設のプロフェッショナルなカウンセラーが丁寧にお答えいたします。
*2 ご相談内容によっては相談時間の指定がある場合があります。



メンタルケア相談のサポート

24時間365日 対応

- ・人間関係が難しい…
- ・将来のことでの不安がたくさん…

*1 提携施設のプロフェッショナルなカウンセラーが丁寧にお答えいたします。
*2 ご相談内容によっては相談時間の指定がある場合があります。



その他の有料オプションサービス

- 洗濯機・冷蔵庫の設置・移動サービス
- テレビの設置・設定サービス
- 不用品引き取りサービス
- エアコンクリーニングサービス
- 換気扇クリーニングサービス
- ハウスクリーニングサービス

*地域によっては対応できない場合があります。



コールセンター 外国語対応サービス

外国人のお客様に外国語で対応可能なコールセンターサービスです。
お部屋のトラブル時に、三者通話による外国語(5ヶ国語)での対応を承っております。

対応可能外国語



住まいサポートplus会員規約は
QRコードよりご確認ください。



トラブルの際はこちらまで

0120-970-874

[受付時間] 24時間 365日 受付対応可能 【運営会社】株式会社ホームマイスター24

商品に関するお問い合わせ先



株式会社ホームマイスター24

〒292-0819 千葉県木更津市羽鳥野 6-21-4

HP:https://homemeister24.com/

